

平成23年2月 守口市教育委員会定例会の概要

- 日 時 平成23年2月15日(火) 午後3時30分～午後6時07分
- 場 所 教育センター4階 会議室1
- 出席者

教育委員

委員長	網 倉 尚 武
委員長職務代理者	中 出 政 吉
委 員	奥 田 吾 朗
委 員	安 藤 佳 江
委員(教育長)	藤 川 博 史

事務局

教育次長	楠本 隆	指導部長	船越 良修
生涯学習部長	南 文裕	中央公民館長	松岡 千代和
総務課長	村田 康博	教育施策推進課長	多井中 慶司
学校教育課長	大野 友己	教育・人権指導課長	永井 竜二
生涯学習課長	北山 義人	スポーツ・青少年課長	野内 猛
放課後子ども課長	辻本 弘	教育センター長	福岡 知子

ほか担当職員

- 審議内容

議案第3号 守口市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則案について

(説明要旨)

市では平成22年4月、滞納債権管理室を設置し市の保有する滞納債権について法的措置を前提に対応を強めているが、奨学資金に係る滞納債権についても滞納債権管理室と連携を保ち法的措置を前提においた催告を行っているところである。

その事務協議の中で、規則に明定すべき必要のある事項が発生したことから、所要の規則改正を行うもの。

改正の核心的事項は、「期限の利益喪失条項に関する規定」であり、様式第4号の借用

証書の改正で規定整備を行うもので、その他の改正は規則全体の規定について文言整備、内容整理、様式の統一等を図ったもの。

(審議状況)

奨学資金の貸付に係る概要や現在の滞納状況、改正内容の表現など様々な質疑討論を経て、原案のとおりの内容で可決。

議案第4号 平成23年度教育推進事業「めざす守口の教育」案について

(説明要旨)

毎年度の教育行政の指針である「めざす守口の教育」における平成23年度の教育目標、基本方針、重点事項、推進事項案について審議願うもの。

分野を学校教育分野及び社会教育分野に分類し、議案内容に沿って説明。

教育の理念、学校教育の目標、社会教育の目標を挙げそれぞれの基本方針、重点事項について説明を行った。

(審議状況)

学校教育分野について教育理念及び学校教育の目標について、様々な質疑討論を行った結果、委員会での議論を踏まえ一部再考する必要が生じ、継続審議することとなった。

議案第5号 「タブレットパーソナルコンピューター及びその他周辺機器の購入に係る契約の締結についての意見案」について

(説明要旨)

総務省の地域雇用創造ICT絆プロジェクトを活用した三郷小学校、橋波小学校におけるタブレットパーソナルコンピューター及びその他周辺機器の購入に係る契約の締結について、市長部局に議案提出に関して意見提出を行うため審議を求めるもの。

内容は、タブレットパーソナルコンピューター409台及びその他周辺機器一式の購入について富士通FIP株式会社関西支社との間で、契約金額9,282万円(消費税込)等の内容で2月10日仮契約を締結したところであるが、議会の議決に付すべき契約案件であり、議案提出するに当たって教育委員会としての意見を決定するもの。

(審議状況)

契約締結に際しての契約手法や契約内容、また今後の事業展開等について様々な質疑討論を行い原案どおり可決。

議案第6号 守口市現代南画美術館条例の一部を改正する条例案について

(説明要旨)

平成8年2月、南画を常設展示する美術館として開館した守口市現代南画美術館は、当該施設の効果的な運営を再検証するため平成21年4月から臨時休館している。

この間、今後の在り方について、設置された検討委員会から様々な改善策の提言を受け、この提言を基に教育委員会では多数の優れた所蔵作品を市の文化資源として有効に活用するとともに、南画以外のジャンルの企画展も開催するなどの主な運営方針を定め、運営を行いながら更に検証するという方向性が決定されている。

今般、市長部局に設置されている財政危機対策本部会議で、公共施設の在り方中間方針において平成23年の早い時期に再オープンし事業の実施方法・内容などの検証も含め進めていくことが決定されたことに伴い、所要の条例改正を行うもの。

主な改正内容は、美術館が展覧会を開催していない期間に展示室を広く市民の展示会や講習会の使用に供するため、当該使用に係る使用料の徴収に関する規定及び使用の承認に関する規定を設けたことや各条文中の文言整理など。

(審議状況)

今後の美術館運営や守口市の小中学生が南画に触れる機会を創出することなどについて様々な質疑討論を行い原案どおり可決。

議案第7号 守口市立小中学校指導要録の改訂案について

(説明要旨)

平成23年度より小学校、平成24年度より中学校において新しい学習指導要領が完全実施されることに伴い、対応した学習指導と学習評価が行われるよう指導要録を改訂するもの。

主な改定内容は、学籍記録の様式変更、指導に関する記録における観点整理、小学校における外国語活動の欄に我が国が示す評価の観点を様式に記載、中学校における選択教科欄に観点評定欄の追加など。

(審議状況)

学習指導要領の改訂に伴う現場での書類等の準備体制やその保護者への周知などについて様々な質疑討論を行い原案どおり可決。

報告第1号 守口市教育委員会事務局職員の任免について

(説明要旨)

職員の退職について、教育長が専決したものの報告。

(審議状況)

原案どおり承認。